

議会の視点・論点

Q 植物工場の事業については本年度からの事業開始と聞いていたが、事業が来年に延期したことは国からの補助金が受けられなかつたことが要因か。

A 事業の延期については、補助金の影響ではなく事業主体のTTNコーポレーションの会社の事情により延期となっております。(まちづくり推進課)



Q 国からの補助金が該当しなかった場合でもこの植物工場の事業を進めていく考え方があるのか。

A 補助金については、獲得に向けて動いている。補助金が該当した場合は50%の内の25%が町、実施主体が25%負担することとし、町としては補助金が該当しない場合は、それに見合った規模でのスタートとなります。その場合については、TTNコーポレーションとの協議が必要となります。(副町長)

Q 地方創生推進交付金が採択されたことにより美利河地区町有地敷地調査業務委託料等の予算が減額・追加されているが、交付金が採択された時期はいつ頃なのか。

A 地域再生計画の内閣府総理大臣の認定は9月2日にされております。内閣府のホームページで認定をされた都道府県、市町村名と事業名が公表されております。(まちづくり総合戦略室)

Q ふるさと納税にクレジットカードが利用できることは画期的な事と思うが、ふるさと納税の利用についてのお知らせは、町内出身者だけなのかな全国的になのか。

A ふるさと納税について、クレジット決済を導入いたしました。これについては町のホームページにリンクしてあります「ふるさとチョイス」という、ふるさと納税を専門に扱っているサイトがあり、そこから全国的に情報発信されております。町の広報誌においても「ふるさとチョイス」が始まると段階で周知しております。(総務財政課)

Q ふるさと納税の返礼品の内容や、ネットを利用できない方々の対応はどうなっているのか。

A 返礼品は農産品(しいたけ・ねぎ・男爵・アスパラ・ふっくりんこ・ななつぼし・ゆめぴりか)、加工品(地酒・無添加味噌・紫蘇ジュース)、宿泊券(町内ホテル)、お食事券(黒毛和牛)を用意しており、事業者としては9事業者が参加している。納税のコースも5,000円から10万円の5コースを用意しコースに応じて返礼品を組み合わせるなどして進めております。また、ネットを利用できなくクレジット決済できない場合についても、従来どおりの納付書でのふるさと納税も出来るのでその場合は、町の方にお問い合わせをお願いいたします。(総務財政課)



Q 昨年度実施した、プレミアム商品券の主な使用先と事業成果はどのようにになっているか。

A プレミアム商品券は2回にわたり1万セット販売しました。購入者数は1,093名、世帯数で797世帯となっております。プレミアム商品券の使用率は99.9%となっており、141枚が使用されませんでした。プレミアム商品券の使用先としては、主なものとしてJA 30%、テーオー23.1%、建設業界・整備分野17.4%、酒・食料品分野5.3%、家具・家電・自転車等分野5.1%となっている。建設業界・整備分野の17.4%は住宅リフォームの補助金との相乗効果によりプレミアム商品券を利用した家屋修繕が増えたと推察できます。また、車両の購入・整備等にも利用されており広く町内の消費喚起に向けた対策として大きな効果があったと考えます。購入者に対しても使用目的のアンケート調査も行い、「普段の買い物に利用した人」が60%、「高価な買い物（1万円以上）に利用した人」が40%となっております。(まちづくり推進課)

商品券
¥1,000円
GIFT CARD

商品券
¥1,000円
GIFT CARD

Q プレミアム商品券追加発行事業補助金1,258万4千円の内訳は。

A 1セット3,000円の上乗せ分が4,000セットで1,200万円。その他、商品券の印刷代や商工会への事務費として58万4千円となり合計1,258万4千円の補助内訳となります。
(まちづくり推進課)

Q 平成27年度全会計で未収額が8,847万円あり、監査委員の指摘の中に債権管理について記述があります。徴収見込みが無いのに滞納事案として継続しているのは具体的にどの部分なのか。

A 監査委員から指摘のあった部分については、特別会計の簡易水道使用料が債権上の収入見込みの無いものとなります。
(監査委員 書記長)

Q 水道使用料の徴収見込みが無いにも関わらず、徴収見込みがあるということで滞納の継続事案としていたのか。

A 水道使用料の滞納分については、大口の会社が解散したことによるもので、徴収見込みのない滞納金については、通常、概ね10年で不納欠損として処理しております。
(公営施設課)



Q 債権管理については債権管理条例が整備されていないことが問題だったと思うが今後、どのように対応されるのか。

A 債権管理条例は、債権の管理から回収、消滅に至るまで一貫した制度構築として求められており、現在、条例は制定されておりませんが、町としては府内の連絡会議等による検討を加えて、町としての姿勢、対応を検討していきたいと考えております。(総務財政課)

Q 時間外勤務等の縮減について指摘されているが、具体的に時間外に勤務にならざるを得ない業務とはどのようなものか。

A 町民サービスや、取り組みを行う中で、夜間の開催や休日の開催に頼らざる得ない業務がありますので、このようなことを担っている部署については比較的時間外勤務の多さが目立つ状況があります。また、時期的に集中して業務を行う部署についても同様であります。(総務財政課)

Q 民間の調査では1日の業務の半分が会議や報告書の作成等に費やされているとある。労働環境を考えた時、適正な労働時間で職員対応が必要だと思うが。

A 昨年から報告書の簡略化や、報告書にかえて職員研修の一環として30分研修の実施、会議の持ち方を改善するため職員に対するファシリテーター研修も実施しております。労働環境については、今年からストレスチェックも実施し職場環境の評価・把握に努めています。(総務財政課)

Q 産業基盤災害復旧支援事業については、元々の産業基盤整備促進支援事業を災害用に整備したものですか、全員協議会の中でも下限額を下げてはどうかと声はあったが反映されていない状況ですが、その後の協議の中でどのようなことで却下となったのか。

A 下限額については、今回の制度自体が元々の産業基盤整備促進支援事業を基としているので、今まで行ってきたやり方と違うようにしないという考え方で、下限額についても同様に扱う事で関係課と協議いたしました。(産業振興課)

Q 産業基盤整備促進支援事業は振興支援策、産業基盤災害復旧支援事業は災害復旧支援策で、今回の災害については突発的なものであり、上限を上げるという事ではないが幅広く支援するには振興支援策と災害復旧支援策を分けて考えてもらい、下限についても考え方を直す気持ちはないか。

A 今回の災害復旧支援策は特例的に実施するものであり、下限の撤廃や上限の引き上げについても分かりますが、最終的に町長を含めての検討した結果ということでご理解いただきたいと思います。(副町長)

Q 今回の災害復旧支援策における、現在の復旧状況は。

A 災害復旧支援策による復旧状況ですが10月に最初の週から受付を開始しました。実施できるところからどんどん実施しておりますので、正式な申請があるまでどのくらい復旧が進んでいるかは現状まだ把握できません。

(産業振興課)

Q 地デジ共聴施設の電柱が倒れていることがあるが、これはまだ復旧を手がけていないのか。

A 金原地区の被害は甚大であり、倒れた木柱を起こして電線が切れたものはつないでと、応急処置を行っているが、他の地区ではまだ手をつけておりません。(まちづくり推進課)

Q 今回被害を受けた地デジ共聴組合はどこか。

A 美利河別、花石第二、中里第一、中里第二、住中、八束更正、八束初田、八束南原、金原共聴組合の9組合となります。

(まちづくり推進課)

Q 現在も地デジ共聴施設に被害があった地区では地デジを視聴できていないのか。また、今回初めて地デジに関する予算が出されたが、全員協議会の時に災害支援策と併せて説明いただければ良かったがどうなっているか。

A 現在、視聴できないところはありません。地デジ共聴施設の被害に関しては両常任委員会で概要の説明はしております。今回の予算については、今後、降雪により電線が切れたりすると完全に地デジが視聴できなくなり、冬場の工事も出来ない事からこれらに対応する予算を計上しております。(副町長)

Q 今回被害があった町有林・民有林の被害額はいつごろ出るのか。

A 現在、目測により調査しており正確な数字になるか分かりませんが、12月の議会までに町有林についてはある程度の場所と面積は出したいと考えています。

(産業振興課)

Q 北海道においては一連の台風被害により激甚災害指定を受けたが、道等に対し町村がどのような対応をとって良いのか確認をして早めに対応していただきたい。

A 渡島・檜山を含めて激甚災害指定をしていただくよう動いております。檜山振興局に確認したところ檜山の指定は難しい可能性があるが大きな災害を受けていることからアプローチはきちんとしている。また、特別交付税に位置づけされるように進めて行きたいと考えております。(副町長)